様式第５号（第８条関係）

　　　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　様

滑川市長

滑川市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定変更(取消)通知書

　　年　　月　　日付けで申請があった滑川市宅地液状化等復旧支援事業補助金変更については、滑川市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第８条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　土地の所在及び地番

２　変更内容

３　変更の可否　　　　　　可　／　否

４　変更補助金対象工事費

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　変更補助金交付額（内示額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

６　補助金交付の条件

(1)　対象工事の内容を変更しようとするときは、市長に滑川市宅地液状化等復旧支援事業補助金変更承認申請書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けてください。

(2)　対象工事が完了予定日より遅れる場合、又は対象工事の施工が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。

(3)　次に掲げる事項に該当するときは、本決定を取り消し、既に補助金の交付を受けている場合は、その返還を命じます。

①　正当な理由がなく第３条第４項に規定する期限内に対象工事が完了しなかったとき。

②　対象工事を取り止めたとき。

③　偽りその他不正な手段により、宅地復旧補助金の交付の決定を受けたとき。

④　補助金交付要綱第６条第２項の規定による交付の条件に違反したとき。

⑤　滑川市補助金等交付規則又は補助金交付要綱の規定に違反したとき。

⑥　その他宅地液状化復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき。

(4)　対象工事の施工の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(5)　対象工事が完了したとき市に提出する書類又は施工現場等が設計図書の内容と適合していないと認められたときは、補助金交付要綱第10条に基づき変更又は手直しを指示する場合があり、この指示に従わないときは、本決定を取り消す場合があります。

(6)　対象工事が完了したとき市に提出する書類又は補助金請求の際に市に提示する領収書（原本）等の名義が申請者と異なるときは、本決定を取り消す場合があります。

(7)　本補助金は、原則として申請者の口座に振込みます。

(8)　本補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存してください。

(9)　本補助金の交付に係る対象工事により生じた損害について、滑川市は賠償の責を負いません。